

(2) 差別対価について

一方、不当廉売が成立しないことについて、元売による差別対価が原因ではないかという疑念が持たれている。小売市場においては、同一商圈内における同一商標を掲げるガソリンスタンドであるのに、特定のスタンドの小売価格で、他のスタンドの仕入価格を下回るような小売価格が存在し、元売の恣意的な差別価格ではないかと思わせるような現実があるが、差別を裏付けるような事実に接することは皆無に近く、公正取引委員会がガソリン等の不当廉売、差別対価についてのガイドラインを作成したにもかかわらず、有効な活用がなされないままになっている。

(3) 優越的地位の濫用について

特約店・販売店は、石油製品を元売から仕入れるに際し、取引契約を締結しているが、元売はスタンドに自社のブランド(商標)を付すことを条件に契約している。特約店・販売店にとっても、ブランドを付すことによって、品質保証、安定的供給が確保されるため、これを受け入れざるを得ず契約している。

なお、取引契約には商標使用許諾契約も併せて締結されており、同契約によって、他社の石油製品の仕入れ販売が禁止され、仕入先が当該元売に限定されている。

特約店・販売店は、品質保証、安定的供給を保証されていることもあって、元売が定める取引条件、取引価格(仕切価格)には、不満があったとしても異議を申し立てることができない立場に置かされている。

このような取引関係における優位性を背景に、元売が一方的に仕切り価格を設定し、取引担保金の設定等取引条件を設定することは、優越的地位の濫用ではないかとの意見が多い。

(4) 不公正取引問題に係る検討等

本会では、石油流通における不公正取引規制の抜本的強化策として、不公正な取引方法の違反に対して課徴金を適用すべきなどの提言をとりまとめた。(別添、『提言』(平成16年9月14日/全石商)を参照)

また、欧米における不公正取引規制について、とりわけ米国の不当廉売規制法(州法)における罰則措置などの実態について調査した。(別添、『米国及び欧州における不公正取引規制とその運用実態』(平成16年9月/全石商)を参照)

公正取引委員会では平成16年、ガソリンの小売段階での廉売の激化などを踏まえ、ガソリンの流通実態調査を行い、独占禁止法上の問題点を指摘し、それに対する考え方を示した。(別添、『ガソリンの流通実態に関する調査報告書』(平成16年9月/公正取引委員会事務総局)を参照)

4 不公正な取引方法の違反に対する制裁的措置の必要性について

(1) 石油販売業界においては、規制緩和により多様な新規参入が行われたが、その大半が資本力のある大企業あるいは資金調達力のある成長企業であり、これら新規参入者は、大量販売によるスケールメリット優先の経営方針であり、これらに製品を供給する元売も効率的な取引が実現できるため、特約店・販売店に供給する価格に比し、格安の価格で供給する傾向にある。

(2) その結果、元売の商標を掲げる一般特約店・販売店では仕入れ価格が高く、上記量販店に比すと価格競争で劣位に立たされているため、不当廉売と思われるような廉売によって顧客を奪われることとなり、経営維持が困難となっており、将来に対する地域への石油製品の安定的供給が不安視されている。

このため、不当廉売の規制強化が望まれるところであるが、同規制については、罰則等制裁的規制がないため、ほとんど機能していないのが実情であって、このままでは、地域の特約店・販売店は、淘汰されていくばかりである。

(3) 現行独禁法のなかで、不公正な取引方法違反に対する措置が私的独占や不当な取引制限に対する措置に比べ軽微になっていることから、公正取引委員会としては、違反被疑行為に対して警告や注意の行政指導中心の措置を採らざるを得ず、このことが、被疑行為者が法を軽視する傾向を生み出していると考えられる。

また、不当廉売や差別対価同様、取引上の優越的地位を利用して、取引先に対して差別的な取扱いを行ったり、相手方にとって不利益となるような取引条件を押し付けたりすることについても、罰則等の制裁措置が設けられていないことから、被疑行為者が法を軽視する傾向を生み出していると考えられる。

(4) このため、今般の独占禁止法改正法案の審議過程において、不当廉売などの不公正な取引方法の違反に対する措置について議論され、衆・参経済産業委員会において、次のような附帯決議が行われた。(附帯決議は別添参照)

[要旨]

不当廉売、優越的地位の濫用等の不公正な取引方法に対する措置については、課徴金適用の対象とすることも含めてその方策を早急かつ前向きに検討すること。
不公正な取引方法については公正取引委員会において厳正に対処するとともに、文書提出命令、団体訴権など一層効果的な措置を講ずることができる方策について早急に検討すること。

(5) 地域におけるガソリンスタンドのほとんどは特約店・販売店所有のスタンドであり、中小零細業者が大半である。

ガソリンスタンドは、阪神淡路大震災や新潟中越地震の際においても、施設の堅固さや、生活必需品となった燃料の供給施設としての重要性が改めて認識され、緊急時や災害時におけるその役割・貢献度は大きく評価されている。

例えば、ガソリンスタンドを防犯拠点とする「かけこみ110番」ネットワークや、地震等の災害時における帰宅困難者支援活動等にも取り組んでいる。また、米国でもハリケーン襲来の緊急時に、ガソリンスタンドが市民生活上の重要な拠点になっていることが改めて証明されたところである。

このような地域社会にとって必要不可欠のガソリンスタンドが、日本にとって貴重な資源である石油製品を、その重要な物資の大切さを無視するような量販ガソリンスタンドの不当廉売と思しき廉売によって淘汰されようとしている現状をみると、一刻も早く不公正な取引方法についての違反抑止効果を図る必要があり、そのためには、違反行為に対する制裁的措置の導入が不可欠と考える。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成十七年三月十一日
衆議院経済産業委員会

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 課徴金減免制度の運用にあたり、悪用防止に万全を期するとともに、違反行為の申告の順序の決定方法等について、明確かつ具体的な基準を適切な形で策定し、早期に公表すること。

二 本改正の施行後二年以内に所要の措置を講ずるため行われる検討に際しては、委員の構成を含め広く国民各層の意見が適切に反映されるよう十分配慮するとともに、詳細な議事録の公表を原則とする等その透明性の確保に努めること。

三 独占禁止法の措置体系の望ましい在り方について、実効性の確保や国際的調和等の観点を十分に踏まえつつ、議論が尽くされるよう努めるとともに、特に中小企業等に不当な不利益を与える不当廉売、優越的地位の濫用等の不公正な取引方法に対する措置に関しては、課徴金適用の対象とすることも含めてその方策を早急かつ前向きに検討すること。

四 不公正な取引方法については、公正取引委員会において厳正に対処するとともに、不公正な取引方法の差止請求について、文書提出命令、団体訴権など一層効果的な措置を講ずることができる方策について早急に検討すること。

五 犯則調査権限を適正に行使して、悪質な違反行為に対する刑事告発を積極的に行うとともに、公正取引委員会事務局において人員や情報の遮断等の措置を講じ、犯則調査部門と行政調査部門との明確な分離を図ること。

六 独占禁止法違反行為について、審判で争う事例の増加が予想されることにかんがみ、個別の事件についての審判手続においても、迅速性や効率性への配慮と適正手続の保障との両立に遺漏なきを期するとともに、審判官の中立性や公正性を十分に確保すること。なお、法律上明確な規定のない警告に関

しては、その運用に慎重を期すること。

七 価格の同調的引上げに関して、消費者の不利益となる懸念が存することにかんがみ、引き続き適切に対処するように努めること。

八 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律に則った積極的な対応を引き続き進めること。併せて、入札談合等関与行為の一方当事者たる官公庁等においては、職員に対して談合への関与が不正行為であるとの認識を持たせるよう努めるとともに、職員の不正行為に対して厳格な制裁を科する等、具体的な対策を講ずること。

九 地方公共団体等における入札談合等関与行為の排除及び防止並びに予算の適正かつ効率的な執行に向けた自主的な取組みを促進するとともに、公共調達制度の望ましい在り方について、全般的な検討を進めること。

十 公正取引委員会による立入検査等の事実のみをもって、地方公共団体等が当該事業者の指名回避を行う事例が見られるところ、このような事実上の制裁は、公共調達における公正な競争の確保の観点からも好ましいものではなく、早急に改善策が講じられるよう働きかけること。

十一 本改正による課徴金制度の整備強化、審判手続の変更等の円滑な実施に資するため、事業者及び国民に法改正の趣旨及び内容の周知徹底を図るとともに、いわゆる法令遵守管理体制の構築の重要性に対する事業者の認識を高めるよう努めること。

十二 経済の国際化に伴い、我が国の市場に影響を及ぼす国際カルテルや反競争的な企業結合等に対応するため、競争分野における二国間協力協定の締結を進めるとともに、多国間での協定締結に向けて我が国が主導的な役割を果たすこと。

十三 公正取引委員会の委員長及び委員にあつては、その職務に関する活動内容について、国民から十分な理解が得られるよう説明責任を果たすこと。また、公正取引委員会事務局の一層の整備、強化を図りつつ、法曹資格者や経済学の分野において高度な専門知識を有する者等の登用を積極的に進めること。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成十七年四月十九日
参議院経済産業委員会

公正かつ自由な経済社会の実現には競争政策の積極的展開を図ることが必要であることにかんがみ、政府は、本法の施行に当たり、次の諸点に留意すべきである。

一 課徴金制度の見直し、審判手続の見直し等本改正の円滑な実施を図るため、事業者及び国民に新制度の趣旨及び内容が十分理解されるよう周知徹底に努めること。

また、独占禁止法の適切な運用を図る見地から、公益通報者保護制度の活用が重要であることから、その実施に当たっては周知徹底を図ること。

二 課徴金減免制度の実施に当たっては、制度の悪用防止に万全を期すとともに、違反行為の申告の順序の決定方法等について、明確かつ公正な基準及び手続等を策定し、早期に公表すること。

三 犯則調査権限の導入に当たっては、適正手続の保障の観点から、行政調査部門と犯則調査部門との徹底した分離を図るとともに、その対象行為を明確化し、悪質・重大な違反行為に対する刑事告発の積極化に向けて、その権限の適正な行使を図ること。

四 勧告制度の廃止に当たっては、事前の手続を明確化し事業者に十分な反論の機会を与えるとともに、審判手続においては、審判官の中立性や公正性を十分に確保すること。

また、法律上明確な規定のない警告に関しては、その運用に慎重を期すこと。

五 排除措置命令を出せる期間の一年から三年への延長については、事件解明に時間を要する国際カルテル等を除く事案については、従前どおり一年以内に措置命令を発するか否かを判断し、その結果を当事者に通知するよう努めること。

六 本法施行後二年以内に行われる見直し検討に当たっては、委員の選任やパブリックコメントの実施等により広く国民各層の意見が反映されるよう配慮するとともに、議事録の公開を行う等その透明性を確保すること。また、課徴金制度の在り方、発注者の違約金制度の在り方、審判部門の分離・独立の在り方等について、明確な対応を示すこと。

七 中小企業等に不当に不利益を与える不当廉売、優越的地位の濫用等の不正な取引方法に対しては、厳正かつ迅速な対処を行うとともに、課徴金の対象とすることも含め、その禁止規定の実効性を確保する方策について早急に検討を行うこと。また、不正な取引方法の差止請求について、文書提出命令、団体訴権など一層効果的な措置を講ずることができる方策について早急に検討を行うこと。

八 企業活動の国際化の進展を踏まえ、海外の競争当局との協力関係の強化等により、国際カルテル等への対応を積極的に進めること。

また、国内における企業結合規制について、国際的な競争状況を勘案しつつ検討すること。

九 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律については、公正取引委員会は、発注官庁等との連携を強化し、積極的な対応を進めること。また、発注官庁等においては、職員の不正行為に対して厳格な制裁を科する等具体的な対策を講ずること。

十 国及び地方公共団体等の行う公共工事の入札・契約については、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、発注者による競争参加者の技術的能力の審査、技術提案の要求等が入札参加資格要件の規制強化となり、入札参加意欲のある業者の排除につながることがないよう公共調達の高透明性、競争の公正性の確保に一層努めること。

十一 公正取引委員会事務局の組織・体制については、法曹資格者及び経済学等の専門知識を有する者の増員を進めるとともに、海外の競争当局との交流を図ること等によりその人的基盤の一層の強化を図ること。

右決議する。